

第 1 種衛生管理者過去 8 回本試験問題集

2019 年 1 月 5 日・3 月 5 日・4 月 25 日発行版

※印は 3 月 5 日、※※印は 4 月 25 日発行版

●正誤表●

本書に以下の変更及び誤りがありました。お詫びして訂正いたします（訂正は下線部）。

該当箇所	誤	正
別冊 P2 問 1 選択肢(4)	…衛生管理者のうち 1 人は <u>選任</u> でなければならない。	…衛生管理者のうち 1 人は <u>専任</u> でなければならない。
別冊 P6 問 9 選択肢(5) ※	…半月以内ごとに 1 回の気温及び <u>温</u> 度の測定が義務付けられている。	…半月以内ごとに 1 回の気温及び <u>湿度</u> の測定が義務付けられている。
別冊 P6 問 10 選択肢(2) (3) ※	<p>「当該業務に就かせてはならない」根拠は、「妊産婦等に対する就業制限」（労働基準法 64 条の 3、女性労働基準規則）です。(2) (3) の解説文は次の通り変更します。解答に変更はありません。</p> <p>(2) <u>産後 1 年を経過しない女性から従事しない旨の申し出があった場合には、著しく寒冷な場所における業務に就かせてはならないとされている。</u>参照！労働基準法 64 条の 3、女性労働基準規則</p> <p>(3) <u>産後 1 年を経過しない女性の場合には、本人から従事したい旨の申し出があっても、さく岩機、鋸打機等身体に著しい振動を与える業務に就かせてはならないとされている。</u>参照！労働基準法 64 条の 3、女性労働基準規則</p>	
別冊 P6 問 10 選択肢(4)	<p>従来の解説文が参考情報のみとなっていたことから、解説文を次の通り変更します。解答に変更はありません。</p> <p>(4) <u>労働基準法では、妊娠中の女性及び産後 1 年を経過しない女性を、重量物を取り扱う業務、有毒ガスを発散する場所における業務、その他妊産婦の妊娠、出産、哺育等に有害な業務に就かせてはならないとされており、さらに女性労働基準規則において、満 18 歳以上の産後 1 年を経過しない女性の場合には、断続作業で 30 kg 以上、継続作業で 20 kg 以上の重量物を取り扱う業務に就かせてはならないとされている。本人からの申し出があっても就かせてはならない。</u>参照！労働基準法 64 条の 3、女性労働基準規則第 2 条第 1 項第 1 号・第 3 条</p>	
別冊 P24 問 18 選択肢(4) ※	…囲い式フードのなかでは排気効 果が最も <u>大きい</u> 。	…囲い式フードのなかでは排気効 果が最も <u>小さい</u> 。
別冊 P72 問 26 選択肢(5) ※※	出題時点では、フレックスタイム制において清算期間は「 <u>1 カ月以内</u> 」でしたが、改正により 2019 年 4 月から「 <u>3 カ月以内</u> 」となりました。	